

社会貢献活動委員会

BTU 社会貢献活動委員会規則を制定する。

(設置)

第一条 BTU による適正かつ円滑な社会貢献活動の実施を図るために、社会活動貢献委員会(以下「委員会」という)を置く。

(掌握事項)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 有償、無償を問わず BTU 関係者が行う社会貢献活動に関する情報の収集、整理、報告および活動支援

(2) 情報誌の発行

(3) 表彰に関わること

(組織)

第三条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) BTU 代表(以下代表という)

(2) BSMI 研究員、講師、講師資格者、認定ホメオストレッチトレーナーから代表が選出した者

(3) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第四条 各委員の任期は、9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年間とし、再任を妨げない。

ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、代表をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に委員長が命じた副委員長を置く。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が出席できないばあいは、その職務を代行する。

(会議)

第六条 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席(書面による議決参加および委任状による決議を認める)した委員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(研究会)

第八条 委員会に行動規範研究会を置き、BTU 活動における行動規範の研究を行う。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は BSMI において処理する。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

1 この規則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。